

# TAX INFORMATION

## 税のたより

### 町県民税の事業所・家屋敷課税をご存じですか？

#### ●町県民税の事業所・家屋敷課税とは？

本町に事業所、事務所または家屋敷を有する個人で、本町内に住所を有していない方に個人町県民税の均等割(年額4500円(町民税3000円と県民税1500円))が課税されます。

この税は、土地や家屋そのものに課税される固定資産税とは性質が異なり、一定の事業所等を持っている場合、その所在地の自治体から何らかの行政サービスを受けているという考え方から、たとえ住民登録をしていなくても一定の負担をしていただくというものです。

#### 【事業所・事務所】

事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われる場所で、自己の所有は

問いません。例えば診療所、店舗、事務所、工場などが該当します。

※法人は除く

#### 【家屋敷】

地方税法上、自己または家族の居住の目的で住所所在地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくてもいつでも自由に居住できる状態である建物を指します。ただし、他人に貸し付けている場合は対象となりません。※いわゆる別荘や別宅のことです。

#### ●課税の対象となるのは？

次の①から④すべてに当てはまる方に課税されます。

- ① 毎年1月1日現在本町に住民登録がない方
- ② 個人町県民税が本町で課税されていない方
- ③ 個人町県民税が実際に居住されている市区町村で課税されている方
- ④ 本町内に事業所、事務所ま

たは自分や家族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅を持っている方

上記の条件に該当する場合は、事業所・家屋敷課税の対象となりますので税務課に申告してください。

#### 問い合わせ先

役場 税務課

内線 175・176

### 津島税務署からのお知らせ

#### ●平成21年分所得税確定申告書の送付について

平成20年分所得税確定申告の際に「E」を利用された方(津島税務署、津島商工会議所または本町役場等からパソコンを使用して提出された方や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から提出された方)には、確定申告書および青色申告決算書等は送付しません。確定申告書および青色申告決算書等が必要な場合は、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口等で受け取っていただきますようお願いいたします。

国税庁ホームページ

☎ <http://www.nta.go.jp/>

#### ●平成21年分確定申告会場開設について

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

#### 期間

2月15日(月)～3月15日(月)

この期間、津島税務署には相談会場を設けていませんのでご注意ください。

※土日は開設していませんが、2月21日・28日(日)に限り開設します。

#### 時間

午前9時～午後5時

#### 場所

津島商工会議所  
津島市立込町4丁目144番地

#### ●「住宅借入金等特別控除」説明会

平成21年中に住宅ローン等を利用してマイホームを新築・購入・増改築された方を対象に所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けるための説明会を次のとおり開催します。必要書類を持参のうえ、ご参加ください。

#### 日時

2月2日(火)

午前9時30分～11時30分

午後1時30分～3時30分

#### 場所

スポーツセンター2階  
選手ミーティング室

#### 必要書類

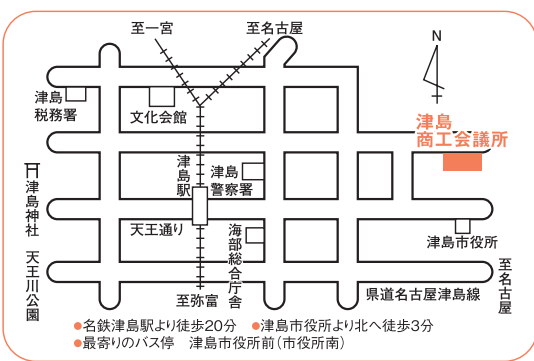
源泉徴収票、住民票の写し、土地・家屋の登記事項証明書(津島法務局)、年末残高証明書、売買契約書・工事請負契約書等、還付金の振込口座が分かるもの、印鑑

※売買契約書、工事請負契約書等のみ原本とコピーを1部用意してください。また、右記以外の書類が必要な場合もありますので、必ず事前に確認してください。

#### 問い合わせ先

津島税務署

☎ 0567(26)2161



## 町民税・県民税の住宅 借入金等特別税額控除 (住宅ローン特別控除) について

以前より、平成11年から平成18年の間に入居された方に対しては税源移譲に伴う町民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン特別控除)が適用されていましたが、平成21年の税制改正によって平成21年から平成25年までに入居された方も新たに町民税・県民税の住宅ローン特別控除の対象となりました。

### 対象者

- 平成11年1月1日から平成18年12月31日までに新築または増改築して入居した方
- 平成21年1月1日から平成25年12月31日までに新築または増改築して入居した方

### 控除額

- 次のいずれか小さい額  
(最高97500円)
- 所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額
  - 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額

### 控除適用期間

所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間  
**手続方法など**  
1年目は、税務署等で所得

税の住宅ローン特別控除の確定申告を行ってください。  
※平成21年中入居の方の確定申告は、平成22年2月2日

(火)に所得税の住宅借入金等特別控除の説明会を開催します。詳しくは右ページをご参照ください。

2年目以降は、給与所得のみで年末調整が済んでいる場合、勤務先から本町役場へ給与支払報告書が提出されていれば手続きや申告の必要はありません。

※平成11年から平成18年の間に入居された方については平成20・21年と申告をしていただきましたが、平成22年からは申告は不要となりました。

ただし、控除額の計算に次の情報が必要となりますので、源泉徴収票の摘要欄または確定申告書に次の2項目が明記されていることを十分確認してください。記入が漏れていると、町民税・県民税の計算に住宅ローン控除が算入されません。

### 住宅借入金等特別控除(可能)額

町民税・県民税から差し引く住宅ローン控除額の計算に必要となります。

### 居住開始年月日

町民税・県民税の住宅ローン控除の対象となるかどうかの判断に用います。

※平成11年から平成18年の間に入居された方で、所得の種類によつては旧制度(税源移譲による経過措置)による住宅ローン控除の適用を受けた方が有利になる場合がまれにあります。旧制度を希望される方は、平成22年3月15日(月)までに税務課まで申告してください。

**問い合わせ先**  
役場 税務課  
内線175・176

**償却資産(固定資産税)の申告について**  
償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの固定資産税の対象となる償却資産をお

持ちの方は、1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっていきますので、2月1日(月)までに申告してください。

**問い合わせ先**  
役場 税務課  
内線178・179

**休日納税(相談)窓口**  
町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

**日時**  
1月23日(土)・24日(日)  
午前8時30分～正午  
午後1時～5時

**場所**  
役場 収納課  
※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。  
**問い合わせ先**  
役場 収納課  
内線122・123

### 高齢者で 寝たきりの方へ

65歳以上の高齢者の方で、平成21年12月31日の現況で引き続き6カ月以上にわたり寝たきりの状態であり、食事・排便等の日常生活に複雑な介護を必要とされる方は、税の特別障害者控除を受けることができます。

この控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、民生課まで申請してください。町の調査により税の特別障害者控除の対象者に該当した場合に「障害者控除対象者認定書」を交付します。  
**申請・問い合わせ先**  
役場 民生課  
内線158

